

2019年1月15日

新潟県知事
花角英世様

一般社団法人新潟県労働者福祉協議会
理事長 牧野茂夫

<会員団体>

日本労働組合総連合会新潟県連合会
新潟県労働金庫
全労済新潟推進本部
一般財団法人 新潟県労働者信用基金協会
一般財団法人 新潟ろうきん福祉財団
株式会社 コープサービス
新潟県退職者連合
全日本港湾労働組合日本海地方新潟支部
新潟県生活協同組合連合会
ワーカーズコープ 北信越事業本部
ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
特定非営利活動法人 新潟NPO協会
生活協同組合 コープクルコ
特定非営利活動法人 フードバンクにいがた

2019年度（平成31年度）労働者福祉に関する要請書

貴職におかれましては、県民生活の安定と向上をはじめ県政課題の前進に向けて、日々ご奮闘されておりますことに敬意を表します。また、日頃、新潟県労働者福祉協議会（県労福協）の事業に特段のご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

貧困や社会的孤立が広がる中で、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会や地域を作っていくことが求められています。

県労福協として、社会的な課題に対し、連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会の実現をめざし、行政をはじめ様々な団体と連携し、県民の暮らしをサポートする事業への取組を進めているところです。

つきましては、県政における課題山積とは存じますが、勤労者福祉の向上に向け、以下の要請項目についてご検討いただきますよう、ご要請申し上げます。

要 請 項 目

1. 東日本大震災の被災者・避難者支援について

新潟県内への避難者数は、11月末で2,606人（前年比－187人）となっています。避難生活が長期化し、県内広域に及ぶ避難者のため、県として支援の充実を要請します。

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化について

県民が安心・安全に暮らせる社会づくりをめざすため、地域住民の生活実態に照らし、以下の取組を要請します。

なお、本年10月1日から予定されている消費税の増額分が、福祉および教育予算の増額となり有効に活用されるよう県から国に対して要請願います。

(1) 生活困窮者自立支援対策

- ①改正法に明記された基本理念に沿って、生活困窮者の尊厳の維持を図りつつ、手を差しのべる行動（アウトリーチ）や社会的孤立への対応も含め、新潟県としての施策を講じること。
- ②就労準備支援事業、家計相談支援事業について、新潟県内のすべての自治体で早期に完全実施できるよう必要な施策を講じること。
- ③新潟県として改正法に明記された役割（市等に対する研修事業や事業実施体制の支援、ネットワークづくり等）を発揮すること。
- ④県内の福祉施設や病院において、身元保証人がいないことを理由として入所や入院を拒んでいることは、病院の場合は医師法違反、福祉施設は厚生労働省の省令違反にあたる。

このような行為は、生存権はもとより人権を無視した絶対に許せないもので、受入れ拒否が行われないよう、県として身元保証人がいなくてもスムーズに入院や入所できるシステム（ガイドライン等）を作り、早急に対策を講じること。

(2) 子どもの貧困対策

子どもの貧困の解決が喫緊の課題の中で、県内においても様々な事情から一人で食事をする子どもたちへ食事を提供する、子ども食堂（40カ所程度）が多く開設されています。

次年度も継続して子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所の提供を行う団体、施設への効果的な支援策を要請します。

3. 「奨学金問題」の改善について

2017年3月31日に日本学生支援機構法改正案が成立し給付型奨学金制度が実現しました。

しかし、給付型奨学金の対象者は極めて限定的で、現在も多くの人々が貸与型奨学金に頼らざるを得ない状況にあります。

県労福協は、中央労福協などと連携し、以下の内容を盛り込む各種の取組を進めています。つきましては、当事者の声を反映したよりよい制度へと改善するため、これまでの県独自の

取組と併せ、県から国への働きかけを要請します。

(1) 日本学生支援機構法改正にあたり国会で採択された附帯決議の内容を確実に実行し、教育の格差是正と教育費負担軽減につなげられたい。

(2) 貸与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に
拡
充されたい。

(3) 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行されたい。

(4) 新潟県が独自に実施している給付型奨学金の増額ならびに給付条件を緩和されたい。

また、経済的事情によって意欲や能力のある子どもたちが進学をあきらめることのないよう、意思決定・運営に際しては、当事者および利用者などの意見を反映するとともに、情報公開を徹底されたい。

4. フードバンク活動の促進について

食品ロス削減の取組にも寄与し「もったいない」から「ありがとう」へが、フードバンクの取組の根幹であり精神です。

この間、県などの自治体、企業や個人からの寄贈食料品を、生活困窮者支援団体、子ども食堂などに供給しているフードバンク活動は、地道な活動の結果、寄贈食料品総量は3.8トン（2013年度）から26トン（2017年度）と大幅に増加しました。

一方で、その食料支援要請は年々増加していますが、社会的弱者への食料支援は十分とは言えない状況にあります。

そのため、社会的弱者の命を支える重要な取組とも言えるフードバンク活動の認知度向上に向け、県当局からは、2018年10月10日および11月14日に県庁内においてフードドライブの協力を頂き、マスコミにも大きく取り上げていただきました。今後も、今まで以上に積極的な支援および運営費補助などの検討を要請します。

5. 勤労者福祉全般に関わる定期協議の開催について

現在、出生者数の減少などにより人口減少が進行しているなかで、生活保護世帯の増加やパーソナルサポートサービスセンターの生活困窮者相談が深刻化するなど、勤労者福祉を巡る課題は様々な事象が発生しています。

については、これら様々な課題について認識共有をはかり、問題解決に向け協力するための協議を行う場として、県当局と県労福協との定期的な意見交換会の場を検討していただきたい。

以 上